

一般事業主行動計画 女性活躍推進法一体型

社員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がなかでも特に女性社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年 1月 1日～ 2026年 12月 31日までの 5年間

2. 内容

目標1：22年10月までに女性マネージャー1名、グループリーダー2名登用する

<対策>

- 21年 1月～ 経営層や管理職を対象に、会議にて女性活躍に関する意見交換の実施
- 21年10月～ 管理職養成のための研修カリキュラム作成及び昇進・昇格の評価基準や運用等の確認及び見直し
- 22年 4月～ 管理職候補の女性社員及びその上司を対象として、今後のキャリアプランに関する面談を実施

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間 5日以上とする。

<対策>

- 21年 1月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 21年 3月～ 社内広報誌などでキャンペーンを行う
- 22年10月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する